

令和6年度第7回杵築市農業委員会総会議事録

令和6年10月7日 月曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を 杵築十王教育文化会館 2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	岩 崎 光 宏	3番	藤 原 洋 三
4番	伊 東 孝 吉	5番	阿 部 公 人	6番	江—藤—由之助
7番	石 川 文 男	8番	永 野 恵	9番	本 林 正
10番	佐 藤 敦 士	11番	小 春 修	12番	藤 松 美 潮
13番	宮 原 健 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

6番 江 藤 由之助

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

杵築	加 藤 隆 義	杵築	本 多 泰 久	大内	藤 原 哲 夫
東	古 宮 輝 美	八坂	宮 原 宣太郎	北杵築	渡 邊 幸 雄
護江	村 井 新 平	豊洋	川 崎 孝 子	豊洋	長 友 富 男
東山香	松 田 司	中	小 野 弘 文	上	阿 部 正 俊
山浦	岡 山 秀 徳	田原	野 田 由 紀	朝田	田 邊 正 義

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	次長兼農地・管理係長	中 根 幹 雄
農地・管理係主査	梶 原 由 紀 子	農地・管理係主任	田 邊 憲 佑

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 27 号	農地法第3条の申請について
議案第 28 号	農地法第5条の申請について
議案第 29 号	非農地証明願いについて
議案第 30 号	農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第 31 号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

報告第 4 号 農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに
使用貸借権の解約受理について(合意解約)

議長	それでは、令和6年度第7回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(9時36分： 開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 XXXXXXXXXX 委員、 XXXXXXXXXX 委員の両委員を指名いたします。続きまして、会議書記の指名ですが、書記については事務局職員より XXXXXXXXXX 並びに XXXXXXXXXX を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、「議案第27号」から「議案第31号」までの5議案17件と報告事項が提出されています。慎重審議をよろしくお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第27号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	おはようございます。事務局の XXXXXXXXXX です。よろしくお願いします。 議案書1ページをお開きください。 「議案第27号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求める。 番号1番、申請人、譲渡人、 XXXXXXXXXX 、 XXXXXXXXXX 、 XXXX 歳、譲受人、 XXXXXXXXXX 区、 XXXXXXXXXX 、 XXXX 歳。 申請の土地、大字 XXXX 字 XXXX 、地番 XXXX 、地目、台帳、現況ともに XXXX 、地積 XXXX ㎡、ほか XXXX 筆、合計 XXXX 筆の XXXX ㎡。譲受人の経営面積はありません。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	1番について、 XXXXXXXXXX 農地委員より説明願います。
XXXXXX 委員	おはようございます。9月18日、 XXXXXXXXXX 委員、事務局職員2名、 XXXXXX さん本人立ち合いのもと、現地確認を行いました。申請地は、 XXXXXX の XXXX 区です。 XXXXXX の XXXX から10分ほど上がったところで、 XXXXXX の近くです。すぐ横に XXXXXXXXXX があります。 XXXXXX 区全体の中に3、4か所対象の場所があります。 XXXXXX さんは現在も XXXXXX 区で稲作、ナス等を作っています。一生懸命やっていただけと思うので、よろしくお願いいたします。以上です。
議長	1番について、 XXXXXXXXXX 農業委員よりご意見があればお願いします。
XXXXXX 委員	おはようございます。只今、 XXXXXX 委員から説明があった通り、問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、市外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地を以前から耕作している譲受人との間で売買の話がまとまったため、申請となりました。 譲受人は以前から申請地で水稻栽培や野菜の栽培を行っており、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は引き続き水稻栽培を行うとのこと です。

	許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号1番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、[]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請人、譲渡人、[]、[]、[]歳、譲受人、[]、[]、[]歳。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、台帳、現況ともに[]、地積[]m²、ほか[]筆、合計[]筆の[]m²。譲受人の経営面積はありません。理由は、市外在住のため、空き家取得と農業開始です。 以上です。
議長	2番について、[]農地委員より説明願います。
[] 委員	9月18日、現地確認を行いました。先ほどのメンバーと本人[]さん、外国出身の女性の方です。現在[]で[]の講師をやっているそうです。今回、[]さんの空き家バンクを買ったそうで、その付随の農地がたくさんあります。現在、栗、カボス等が植わっている小さい畑、田等があります。一番広い田が[]の[]があります。その先に信号がありますが、[]地区から出て右下に広い田があります。そこは公社が貸して今は[]の方がやっているようです。また申請出てくると思いますが、名義変更の上続けていくのではないかと思います。空き家バンクで買った家は[]の交差点を左折し、[]の方へ100mほど行ったところです。農地が[]線を挟んであります。[]さんも[]で[]講師をやるそうですし、カボス等を植えて生徒さんと一緒に収穫を楽しむと言っていますので大丈夫だと思います。よろしくお願いいたします。
議長	2番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[] 委員	只今、[]委員の説明した通りです。よろしくお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、市外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地近隣の空き家と併せて申請地を購入したい譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は新規就農者ではありますが、申請地付近の空き家を取得して手続きが終わり次第、杵築市内に移住する予定です。また、日本国籍も取得されており、まとまった面積ではありますが、地元の農業委員さん、推進委員さんや周辺の耕作者の助けも借りながら農地を管理していく予定です。以上のことから、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。移住後については空き家を活用して[]教室を運営しながら、生徒である子供たちが農業体験を行えるように申請地に野菜や果樹等を植えて管理していく計画です。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号2番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、[]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確

	認しました。 以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番、申請人、譲渡人、[]区、[]、[]歳、譲受人、[]区、[]、[]歳。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、台帳、現況ともに[]、地積[]m²、ほか[]筆、合計[]筆の[]m²。譲受人の経営面積は、田畑あわせて[]a。理由は、親族への贈与、親族からの受贈です。 以上です。
議長	3番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	おはようございます。9月19日、[]委員、事務局職員2名、譲受人の[]さんの立ち合いのもと、現地確認を行いました。申請地は、[]線を[]方面に向かい、[]の先の信号を左折し、300mほど進むと信号があるので、[]の信号を右折し、[]方面に向かいます。400mほど行きますと申請地①②の交差点があります。[]に[]がかかっています。8ページをご覧ください。この[]を拠点にしまして、[]の左の山手に申請地①の畑があります。あわせまして、次の9ページにも申請地②があります。[]を渡っていただいて、100mほどのところでは。譲渡人の[]さんと[]さんは本家分家の関係になります。[]さんが病気のため、今後農地の管理ができないということで、分家の[]さんに贈与ということで申請が上がっています。自分の娘さんも農地の管理ができないということです。引き続き、[]さんがまだ若いので、これから農地の活用ができると思いますので、今回の申請に至ったということです。よろしくご審議お願いいたします。
議長	3番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	只今、[]委員が説明した通りです。譲渡人の[]さんには後継者がいなく、譲受人は親族であり、地元の兼業農家であり、管理ができるということです。よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、親族間で贈与の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は申請地の周辺に居住していることから、今回の農地取得にあたり、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は周辺の自己所有地と併せて水稻栽培を行うとのこととです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号3番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、[]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号4番、申請人、譲渡人、[]区、[]、[]歳、譲受人、[]区、[]、[]歳。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、台帳、現況ともに[]、地積[]m²、合計[]筆の[]m²。譲受人の経営面積は、田畑あわせて[]a。理由は、管理が困難、相手方の要

	望です。 以上です。
議長	4番について、農地委員より説明願います。
委員	10ページ・11ページになります。先ほどのを渡り、200mほど進みますと、左手にがあります。そこから300mほど進みますと、今回の申請地があります。ここは、もとはさん宅が所有していた土地ですが、さん宅に昔売却をして、今回買い戻しということで申請が上がっています。これにあわせて、さんが使っていた倉庫もあわせて買い取るということで、さんにおきましても、営農を続けていくということです。よろしくご審議お願いします。
議長	4番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	私の地元なんですが、さん、夏にご主人が亡くなりました。たくさんお米を作っていましたが、この分につきまして、地元のさんが引き継ぐということです。さんも高齢ですが、娘婿さんが熱心で、主体となってやっていますので、営農も問題なく管理できると思います。よろしくお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地の周辺を耕作している譲受人との間で売買の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は以前から申請地の隣地で水稻栽培を行っており、今回の農地取得に関して耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は周辺の土地と併せて水稻栽培を行うとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号4番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号5番、申請人、譲渡人、歳、譲受人、歳。申請の土地、大字字、地番、地目、台帳、現況、地積㎡、ほか筆、合計筆の㎡。譲受人の経営面積はありません。理由は、市外在住のため、空き家取得と農業開始です。 以上です。
議長	5番について、農地委員より説明願います。
委員	おはようございます。9月20日、農業委員、事務局職員2名、さん夫婦が立ち合いのもと、現地確認を行いました。空き家を取得しての農地取得です。心配するような広さではないので、何もないとは思いますが、空き家に来た人は変わった人が多いので、草刈りをしない人が多いので、そういうところだけが心配ですが、たぶん大丈夫だと思います。慎重審議よろしくお願いいたします。

議長	5番について、[] 農業委員よりご意見があればお願いします。
[] 委員	只今、[] 推進委員が説明した通りです。[] さんは[] 在住です。移住用に空き家を買って、猟をしています。杵築市の猟友会[] 支部に入りました。性格的にいい夫婦です。仕事は[] 業をしています。将来的には[] で農業をしたいということで、ハウスも借りてあげたし、仕事がなかったらうちで手伝うという話もしています。ご審議よろしくお願いたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、市外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地近隣の空き家と併せて申請地を購入したい譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は市外在住で新規就農者ではありますが、申請地付近の空き家を取得して手続きが終わり次第、杵築市内に移住する予定です。空き家の隣地ですので、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後はカボス・ゆずなどの果樹やサツマイモ・玉ねぎなどの野菜の栽培を行うとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号5番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、[] さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	只今、「議案第27号」について、事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第27号」について、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第27号」については、これを許可することに決します。
議長	次に、「議案第28号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	おはようございます。事務局の[] です。よろしくお願いします。議案書3ページをお開きください。 「議案第28号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。 一般転用（所有権の移転）になります。 番号1番、申請人、土地所有者、[] 区、[]、[]、[] 歳、転用者、[] 区、[]、[]、[] 歳。申請の土地、大字[] 字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。申請内容、一般住宅として。申請理由、現在、杵築市内の借家に家族[]人で暮らしているが、子供の成長に伴い手狭になったため、申請地に住宅を建築し居住したい。こちらは

	第2種農地です。 以上です。
議長	1番について、■■■■農地委員より説明願います。
委員	9月18日に、先ほどと同じメンバーと行政書士の先生とで現地確認を行いました。申請地は■■■■の■■■■区で、■■■■の斜め前に■■■■寄りにあります。■■■■は家が建っていますが、■■■■側は中程度の草が生えて荒れた土地が続いています。その中の一画です。■■■■のすぐ横には水路も続いていますので、何ら問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。
議長	1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	特に問題ないと思われます。よろしく願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	転用者の■■■■さんの職業は■■■■で、現在は杵築市内の借家に家族■■■■人で暮らしています。転用の目的は、子供の成長に伴い手狭になったため、申請地に住宅を建築し居住することです。 まず、立地基準です。 申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから「第2種農地」と判断されます。「第2種農地」は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。 そのため、代替地の検討も行いましたが、子供の進学を見据え、駅が近く交通の便も良いこと、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。また、この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は公衆用道路、東側は田、南側は公衆用道路、西側は田にそれぞれ接しており、一般住宅への転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。 土地利用計画につきましては、申請地■■■■筆■■■■㎡に、1階床面積■■■■㎡、約■■■■坪の一般住宅を計画しています。 工事期間は、令和■■■■年■■■■月■■■■日から令和■■■■年■■■■月■■■■日までの約■■■■ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。 排水計画につきましては、雨水・宅内排水ともに、南側にある県道側溝へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。融資可能証明書の写しが添付されており資力について確認済みです。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	只今、「議案第28号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。

議長	お諮りいたします。「議案第28号」については、農地法第5条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第28号」については、これを許可することに決します。
議長	次に「議案第29号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書4ページをお開きください。 「議案第29号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。 番号1番、申請者、■■■■、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■■、地積■■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■㎡。申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、祖父の代の昭和58年頃まではお米を作っていたが、市外在住で管理も困難なことからやむなく耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	1番について、■■■■農地委員より説明願います。
委員	9月18日に、現地確認を行いました。先ほどの■■■■さんの関係です。申請地は、■■■■の■■■■に行く道と■■■■の間にあります谷の下にあります。田んぼ、川があります。川のすぐ横、木が茂っていて完全に山になっています。田に戻すことは到底不可能だと思います。よろしくお願いいたします。
議長	1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	■■■■委員が説明した通りで特に問題ありません。よろしくお願いいたします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を9月18日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。 申請者は、平成21年に父からの相続により申請地を取得しています。前々所有者である祖父の代の昭和58年頃までは、水稻栽培を行っていましたが、市外在住で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地は、令和6年5月20日付けで農用地区域からの除外を申請しており、各関係機関・関係者とは協議済みです。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、周辺の空き家・農地と併せて売却するとのことです。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請者、■■■■区、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■■、地積■■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■㎡。申請地の状況は■■■で、転用又は耕作放棄された理由は、父の代の平成7年頃まではお米を作っていたが、高齢で管理も困難なことからやむなく耕

	農地に戻すのは大変だということで、問題ないと思います。
議長	3番について、農地委員よりご意見があればお願いします。
委員	只今、委員が説明した通りです。行く道がほぼなく、行けません。問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を9月18日に、農地委員、農地委員と確認しました。 申請者は、平成15年に農地所有適格法人であるとの合併により、所有する農地を引き継ぐ形で申請地を取得しています。以前は大分市、別府市でホテル経営を行っており、宿泊客に提供する食材として、無農薬野菜やみかんを耕作していましたが、人員不足や経営規模縮小に伴いやむなく耕作を断念したとのことです。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。また、この土地については、令和6年9月20日付けで農用地区域からの除外を申請しており、各関係機関・関係者とは協議済みです。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、については、周辺の公衆用道路と土地の交換を、そのほかの土地については、現状のまま山林として管理するとのことです。 以上です。
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号4番、申請者、区、。申請の土地、大字字、地番、地目、地積㎡、ほか筆、合計筆の㎡。申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、平成16年頃まではカボスやサツマイモを作っていたが、傾斜地で管理も困難なことからやむなく耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	4番について、農地委員より説明願います。
委員	9月19日、現地確認を行いました。申請地は、から方面へ約500m進み、左側の山手になります。現況は竹、木などが生えています。田に戻すことは難しい状況です。申請地②は3条で申請がありました畑の周りの傾斜地であります。雑草も生い茂ってしまして、畑で使用するのも難しいということで今回の非農地申請となりました。よろしくご審議お願いします。
議長	4番について、農地委員よりご意見があればお願いします。
委員	委員の説明した通りです。処分するということの中で、非農地状態になっていたところがあったということです。よろしく願いいたします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を9月19日に農地委員、9月26日に農地委員と確認しました。 申請者は、平成15年に父からの相続により申請地を取得しています。 平成16年頃まではカボスやサツマイモを作っていましたが、傾斜地で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。

議長	6番について、農地委員より説明願います。
委員	9月19日、農業委員、私、事務局職員2名、申請者で現地確認を行いました。申請地は、から線、方面へ15kmほど進みます。すぐ手前を左に入り、に入り約2km行ったところに地区の集落があります。地区は昭和の時代から栗が盛んで幅広く面積を持っていました。今回の申請地は栗の選果場として使用されていた場所になります。栗園、選果場も荒廃しており、今回の申請となりました。よろしくお願いいたします。
議長	6番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	只今、委員が説明した通りです。よろしくお願いいたします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を9月19日に、農地委員、農業委員と確認しました。 申請者は昭和45年に売買により法人名で申請地を取得しています。 平成元年頃に、栗の選果場（農業用施設用地）を建築した際に、転用許可を得ることなく、申請地の大部分をコンクリートで舗装して造成してしまったとのことで、申請者からの始末書が提出されています。 その後、平成5年頃までは栗を栽培していましたが、法人の清算に伴い、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、法人の清算に伴って売却予定とのことです。 以上です。
議長	次に、7番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号7番、申請者、区（）、。申請の土地、大字字、地番、地目、地積㎡、ほか筆、合計筆の㎡。申請地の状況は山林及び原野で、転用又は耕作放棄された理由は、父の代の平成15年頃までは、水稻や栗を作っていたが、高齢になり管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 以上です
議長	7番について、農地委員より説明願います。
委員	おはようございます。9月19日に、事務局職員2名、委員、申請者のさんと現地確認をしました。申請地は、集落から方面に行ったところです。さんのところから集落の方に500mから600m行ったところにさんに家があります。その先に筆ほど場所があります。それ以外に筆の場所がありますが、ほとんど山林になっており、荒れてしまっているので、どうもならないので、よろしくお願いいたします。
議長	7番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	おはようございます。只今、委員が説明した通りです。現状どうにもならないところです。

	過去にはお父さんが栗園をやっていましたが、現状は見ての通りとなっています。よろしくお願いいたします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を9月19日に、 農地委員、 農業委員と確認しました。 申請者は、平成31年に父からの相続により申請地を取得しています。 前所有者の父の代の平成15年頃までは、水稻や栗を作っていましたが、高齢で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、現状のまま山林及び原野として管理するとのことです。 以上です。
議長	次に、8番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号8番、申請者、 、 。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 m²、ほか 筆、合計 筆の m²。申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、平成16年頃までは兄が大豆を作っていたが、高齢になり管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	8番について、 農地委員より説明願います。
 委員	9月19日、事務局職員2名、 委員と現地確認をしました。申請地は、 線、 集落にある より に向けて500から600mくらいのところに 筆あります。 さんは にいるために、土地も荒れて、管理もできないので、よろしくお願いいたします。
議長	8番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	只今、 委員が説明した通りで、誰も管理できない状況なので、よろしくお願いいたします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を9月19日に、 農地委員、 農業委員と確認しました。 申請者は、平成25年に父からの相続により申請地を取得しています。 平成16年頃までは兄が大豆を作っていましたが、高齢になったこと、市外在住で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地は令和6年9月20日付けで農用地区域からの除外を申請しており、各関係機関・関係者とは協議済みです。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、 に住む兄へ名義を変更するとのことです。 以上です。

議長	次に、9番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号9番、申請者、 ■■■■ 、 ■■■■ 。申請の土地、大字 ■■■■ 字 ■■■■ 、地番 ■■■■ 、地目、 ■■ 、地積 ■■ ㎡、合計 ■■ 筆の ■■ ㎡。申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、平成4年に相続により申請地を取得したが、取得時点で雑草木が生い茂っており、市外在住で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	9番について、 ■■■■ 農地委員より説明願います。
■■■■ 委員	先ほどの議案と一緒に、 ■■■■ さんが今管理していますが、 ■■■■ さんが購入の予定で、地目変更をしたいということで申請がありました。私は覚えがないが、 ■■■■ さんに聞いたら、 ■■ 歳ですが、「生まれてこのかたここで田んぼを作ったのを見たことがない」ということなので、全く問題ないと思うので、よろしくお願いいたします。
議長	9番について、 ■■■■ 農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■ 委員	只今、 ■■■■ 推進委員が説明した通りで、私も生まれてから、水田になっていた記憶がありません。 ■■■■ さんが購入してから果樹でも植えようかという提案が出ています。慎重審議よろしくお願いいたします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を9月20日に、 ■■■■ 農地委員、 ■■■■ 農業委員と確認しました。 申請者は、平成4年に父からの相続により申請地を取得しています。 取得時点で雑草木が生い茂っており、市外在住で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、周辺の空き家・農地と併せて売却するとのことです。 以上です。
議長	只今、「議案第29号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第29号」については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第29号」については、非農地証明書を発行することに決めます。
議長	次に、「議案第30号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務

	局の説明を求めます。
事務局	議案書8ページをお開きください。 「議案第30号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりこれを決定することについて意見を求める。 ア．利用権の設定 番号1番、申請人、貸人、■■■■、■■■■、借人、■■■■区、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■■㎡、合計■筆の■■■■㎡。設定期間は■年新規で、借人の経営面積は田・畑あわせて■■■aです。 申請地については、以前は同じ■■■■地区にお住まいの■■■■さんという方に管理をお願いしていましたが、■■■■さんが耕作できなくなったためここ2年程は休耕状態になっていました。今回、貸人と借人との間で使用貸借の話がまとまったため、■年間の相対での利用権設定を行うものです。耕作作物は、水稻となっております。 農地利用集積計画（案）の総数は、合計■筆の■■■■㎡です。 以上です。
議長	只今、「議案第30号」について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第30号」については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第30号」については、これを承認することに決します。
議長	次に、「議案第31号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書9ページをお開きください。 「議案第31号」「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めることについて要請してよいか意見を求める。 ア．所有権の移転（公社からの売渡） 番号1番、申請人、譲渡人、大分市、大分県農業農村振興公社理事長 工藤利明、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■■㎡、ほか■筆、合計■筆の■■■■㎡。こちらは農地売買等支援事業による公社からの売渡となります。 譲受人の経営面積は、田畑あわせて■■■■aです。 譲受人の■■■■さんは地元認定農家で、主にいちごと水稻栽培をされています。父の代の約30年前から申請地を管理しており、今回、売買の話がまとまったため農地売買等支援事業を活用して所有権移転を行うものです。申請地では、いちご・水稻・ホオズキを耕作する予定です。 今回の大分県農業農村振興公社からの売渡は、番号1番の合計■筆、■■■■㎡。売り手農家数■戸、

	買い手農家数〇戸、ア．所有権の移転面積は、〇〇〇〇㎡です。 以上です。
議長	只今、「議案第31号」について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第31号」については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めることについて要請することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第31号」については、農用地利用集積等促進計画を定めることについて要請することに決めます。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第4号」がありますので、事務局より報告願います。
事務局	議案書10ページをお開きください。 「報告第4号」「農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理について（合意解約）」下記の土地について農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の合意解約が成立したので報告します。 番号1番、申請人、貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 工藤利明。申請の土地、大字〇〇字〇〇、地番〇〇〇〇、地目、〇、地積〇〇〇㎡、合計〇〇筆の〇〇〇㎡です。理由は貸人の都合で、農地法第3条に伴う所有権移転を行うためです。 番号2番、申請人、貸人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 工藤利明、借人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇歳。申請の土地、大字〇〇字〇〇、地番〇〇〇〇、地目、〇、地積〇〇〇㎡、合計〇〇筆の〇〇〇㎡です。理由は1番と同様です。 番号3番、申請人、貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借人、〇〇〇〇区、〇〇〇〇。申請の土地、大字〇〇字〇〇、地番〇〇〇〇、地目、〇、地積〇〇〇㎡、合計〇〇筆の〇〇〇㎡。理由は貸人の都合で、1番2番同様、農地法第3条に伴う所有権移転を行うためです。 以上です。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しました。 以上をもちまして、令和6年度第7回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	（ 10時35分： 終了 ）